

第1編

解説と関係法令

第1章 保税制度の概要

1. 保税地域制度の紹介

(1) 保税地域とは

外国からわが国に到着した貨物の輸入手続は、迅速かつ確実な通関手続のために、その貨物を特定の場所に蔵置して行うことが必要です。貨物を外国に向けて輸出する場合の通関手続も同様です。また、わが国の貿易及び商工業の発展を促すためには、外国からわが国に到着した貨物を関税未納のまま、長期にわたって特定の場所に蔵置し、あるいは、これを原料として加工・製造を行うことが必要となる場合があります。さらに、国際博覧会等に出品される貨物は、関税未納のまま特定の場所に展示することができればいろいろと便利です。これらの必要から設けられた場所が保税地域です。

したがって、保税地域とは、輸出入手続を適正かつ効率的に行い、また、外国貨物を輸入手続未済のまま、蔵置又は加工・製造、展示等を行うことができる特定の場所をいいます。

保税地域は、一般的には一定区画の土地又は建造物です。水面や船舶、車両のように定着性のないものは保税地域とすることはできません。しかし、土地に囲まれ、又は他と全く区別された水面、例えば囲柵やえん堤等によって囲まれた野木場の水面、又は土地に定着しているさん橋その他の工作物のように定着性のあるものは保税地域とすることができます。

(2) 保税地域の種類

保税地域は、税関行政上の必要に基づいて設置されるものです。このため、無秩序に設置されることは適当でなく、その設置については、財務大臣の指定(指定保税地域)又は税関長の許可(指定保税地域以外の保税地域)が必要です。

保税地域は、その機能に応じて、①指定保税地域、②保税蔵置場、③保税工場、④保税展示場、⑤総合保税地域の5種類に区分されます。

《関税法》

(保税地域の種類)

第29条 保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種とする。

表1：保税地域の種類とその機能

種類	設置目的	外国貨物についての 主な機能	保税地域の 設置の態様
指定保税地域	通関手続の簡易・迅速な 処理	積卸し、運搬、一時蔵置 (1月)、取扱い	財務大臣の指定
保税蔵置場	通関手続の簡易・迅速な 処理 商取引の利便性の向上	積卸し、運搬、一時蔵置 (3月)、取扱い、 長期蔵置(2年)	税関長の許可
保税工場	加工貿易の振興	加工、製造(混合)、 取扱い	同上
保税展示場	貿易の振興 文化の交流	展示、使用、取扱い	同上
総合保税地域	輸入促進地域整備 輸入品流通円滑化	荷捌き、一時蔵置(3月)、 取扱い、長期蔵置(2年)、 加工、製造(混合)、展示、 使用	同上

(3) 指定保税地域

指定保税地域は、開港又は税関空港における税関手続の簡易・迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬又は一時蔵置を行うことができる場所として、国、地方公共団体、指定法人等が所有し、又は管理する土地、建物その他の施設を、財務大臣が指定した保税地域です(法第37条)。

税関長は、指定保税地域の設置目的を達成するために必要な範囲で、搬入する貨物の種類を定めることができ、輸出入に全く関係のない内国貨物や危険貨物等の搬入を規制している場合があります。

《関税法》

(指定保税地域の指定又は取消し)

第37条 指定保税地域とは、国、地方公共団体又は港湾施設若しくは空港施設の建設若しくは管理を行う法人であつて政令で定める者が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことが

できる場所として財務大臣が指定したものをいう。

(以下省略)

(入れることができる貨物)

第39条 税関長は、指定保税地域の目的を達成するため必要があると認めるときは、指定保税地域に入れることができる貨物の種類を定めることができる。

指定保税地域においては、外国貨物の積卸し、運搬又は一時蔵置のほか、内容の点検、改装、仕分けその他の「手入れ」を行うことができ、また、税関長の許可を受けた場合には、見本の展示、簡単な加工等も行うことができます(法第40条)。ここでいう「加工」には、機能や性能を上げるとか、組織や組成を変えろといった加工は含まれず、性能維持のために手を入れる、例えばワックスかけなどに限定されていることに注意が必要です(後記「第2章 2. 貨物の取扱い」参照)。

なお、指定保税地域における貨物の蔵置期間は1か月以内と極めて短期間であつて、指定保税地域に搬入してからその蔵置期間を経過した場合には、税関はこれを収容することができます(法第80条第1項第1号)。

《関税法》

(貨物の取扱い)

第40条 指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、第37条第1項(指定保税地域の指定)に規定する行為のほか、これらの貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをすることができる。

2 指定保税地域においては、(中略)外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

(以下省略)

(4) 保税蔵置場

保税蔵置場は、外国貨物の積卸し、運搬又は一時蔵置を行うことができる場所として、申請に基づいて税関長が許可した保税地域です(法第42条)。輸出入貨物の税関手続を適正かつ簡易・迅速に処理するために設けられたものである点は、指定保税地域と同様ですが、指定保税地域は主として臨港地帯に設けられる公共的な保税地域であるため、限られた指定保税地域のみでは貨物の動きに対して、全て対応させていくことが困難であり、輸出入者によっては、自己に便利な場所に蔵置して通関手続を行うことを希望する場合があることから、